



旭川市立東栄小学校

学校いじめ防止基本方針



平成26年4月

(令和6年3月改訂)

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある決して許されない行為です。

本校では、新たないじめ防止対策「旭川モデル」の施策を反映させ、これまで以上にいじめは決して許されない行為であるとの認識を高めます。各種調査の結果や教育相談、日常生活における子どもたちの実態把握の中で、いじめられている子どもがいた場合には、最後まで守り抜き、いじめをしている子どもには、その行為を許さず、毅然と指導するとともに、どの子どもにも、どの場面でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対処に努めていきます。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、児童や教職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、児童会や縦割り班活動で、いじめ撲滅のために「いじめゼロ宣言」や「いいとこ発見ポスト」の設置等の取組を継続して進めていくことで、児童自らが「いじめは決して許されないもの」「いじめのない楽しい東栄小にしよう」という意識を高めていくことを大切にします。また、1日のスタートである挨拶を児童会を中心の取組として推進し、本校独自のあいさつ運動を展開します。

以上のことから、「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織（いじめ対策チーム）を設置して、いじめ防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、市、教育委員会、家庭、地域住民その他の関係者との連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

2 市立学校の責務等

本市においては、条例により、市立学校の責務が次のとおり定められています。

第5条 市立学校の責務

市立学校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第22条に規定する組織を置くとともに、基本理念にのっとり、当該市立学校全体でいじめ防止等に取り組む責務を有する。

2 市立学校は、在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、法第22条に規定する組織において、迅速かつ適切に対処する責務を有する。

3 市立学校は、市長が実施するいじめの防止等のための対策に協力するものとする。

本校では、法による責務を全うするため、学校いじめ対策組織（いじめ対策チーム）を迅速かつ適切に設置し、いじめの早期発見、早期解決、重大化の防止に努めます。

また、条例では、保護者の責務、児童生徒の心構え及び市民等の役割についても、次のとおり定められています。

第6条 保護者の責務

保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対し、他の児童生徒に対する思いやりその他の倫理観を養うために必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切に当該児童生徒をいじめから保護するとともに、学校、市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。

3 保護者は、市及び学校が行ういじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする。

第7条 児童生徒の心構え

児童生徒は、互いの人権を尊重し、他の児童生徒に対して思いやりを持って接するよう努めるものとする。

2 児童生徒は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であること及び他の児童生徒に対して決して行ってはならないことを理解し、いじめの防止に主体的に取り組むよう努めるものとする。

3 児童生徒は、いじめを受けたと思われるとき、又は他の児童生徒がいじめを受けているとき、若しくはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、学校、保護者、市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。

第8条 市民等の役割

市民等は、基本理念にのっとり、児童生徒に対する見守り、声かけ等を行うなど、児童生徒と触れ合う機会を大切にしよう努めるものとする。

2 市民等は、児童生徒がいじめを受けているとき、又はいじめを受けていると思われるときは、速やかに、市、学校又は関係機関に相談又は通報を行うよう努めるものとする。

本校は、児童会を中心に「学校いじめ防止基本方針（児童版）」を作成し、主体的にいじめの防止に取り組み、「いじめのない楽しい学校 東栄小！」を目指します。

また、PTAや学校運営協議会、地域民生児童委員協議会等を通して保護者や地域住民にいじめの早期発見・早期解決・重大化防止に向けた啓発を図り、学校と地域が一体となって組織的に取り組みます。

3 いじめの定義等

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」(以下「法」といいます。)では、いじめを次のように定義しています。いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺の状態を踏まえ、法の定義の下に判断し、対処します。

また、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」の要件を限定して解釈することがないように努めます。

- 第2条 この法律において「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- 3 この法律において「児童生徒等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

いじめを理解するに当たっては、次のことに留意します。

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめを受けた児童の立場に立って行う。
- 法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努める。
例えば、いじめを受けた児童の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定する児童がいることが考えられる。このことから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺の状態等を踏まえ、法の定義に基づき判断し、対応する。
- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童が心身の苦痛を感じていない場合も、いじめと同様に対応する。
- 児童の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの児童が被害児童としてだけでなく、加害児童としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。
- 軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、いじめという言葉を使わず指導するなど、状況に応じ、柔軟に対応する。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を法第22条及び条例第5条に規定する組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）で情報共有して対応する。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして、けんかやふざけ合いを軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことがないように、ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。
- 児童が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、学校として特別な配慮を必要とする児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

いずれの場合においても、内容や程度を安易な尺度とせず、いじめられた児童の感じる被害性に着目することが大切と考えます。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれるため、教育的な配慮やいじめを受けた児童の意向を十分に配慮した上で、児童の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求め対応するとともに、生徒指導連絡協議会（生徒補導連絡協会）等を活用し、日頃から緊密に連携できる体制を構築します。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わないいじめ」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意します。

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめは、児童同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽は、どの児童にも生じ得る。
- いじめは、単に児童だけの問題ではなく、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、観衆の存在、傍観者の存在や所属集団の構造等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりする。
- いじめの衝動を発生させる原因としては、①心的ストレス、②集団内の異質な者への嫌悪感情、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。
- 児童一人一人を大切に授業づくりや集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 児童の発達の段階に応じた人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童といじめを行った児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要である場合は、学校いじめ対策組織で判断し、教育委員会と連携を図るものとする。

イ いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
判断を下す際には、いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実情及び令和6年度の目標（指標）

令和5年度の本校のいじめの実態としては、教育相談やアンケートの実施、日常の子どもたちとの関わりの中で早期発見・早期解決に努め、112件を認知してその解消に向けて継続的に指導を行いました（解消率84%）。

いじめの疑いがある場合は、学校いじめ対策組織会議を開催し、当該児童との教育相談や対処の検討、保護者への迅速な報告を行い、全教職員が一丸となって指導にあたっています。全てのいじめ案件について当該学年だけの情報とせず、全教職員に周知することで、サポート体制の充実や細部にわたる情報収集など、きめ細かな対応を実現しています。

また、アンケート調査において、「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」と全児童が回答していることが、日頃の指導の成果とおさえています。しかしながら、いやな思いをしたとき、誰にも相談できない児童が全体の4%ほどいるため、引き続き0%を目指し、教職員のいじめに関する知識や意識の向上と、児童との心のつながりや安心感の充実をより一層強めていきます。その上で、児童の自己有用感や自己肯定感を高められるような教育活動や教育相談を充実させ、些細なことでも気軽に相談できる人間関係や信頼感を構築することでいじめ防止、早期発見、早期解消、重大化の防止に努めます。

そのためにも、常にPDCAサイクルによる検証・改善を行い、実態に即した、よりよい教育活動や生徒指導の充実を図っていきます。

2 児童が主体となった取組の推進

本校では、児童会が中心となって「学校いじめ防止基本方針（児童版）」を作成しています。基本方針では、『東栄小 いじめゼロ宣言』として東栄っ子のみんなが笑顔になるために「相手の気持ちを考えて行動します！」「いじめを止める勇気を持ちます！」「悪口やかげ口、暴力は絶対しません！」「『みんなちがって当たり前』という気持ちを持ち、互いの個性を認め合います！」を掲げ、児童への意識の向上を図ってきました。

さらに、学級毎に「いじめ防止」に向けての目標やスローガンを設定し、一人一人の決意を掲示することで、取組の意義を理解し、主体的に参加できるようにしてきました。今年度も「令和6年度 学校いじめ防止基本方針（児童版）」の策定と「いじめゼロ宣言」「いいこと発見ポスト」を継続的な取組とし、児童自らがいじめ防止に対して、主体的に取り組めるように活動の工夫を図っていきます。

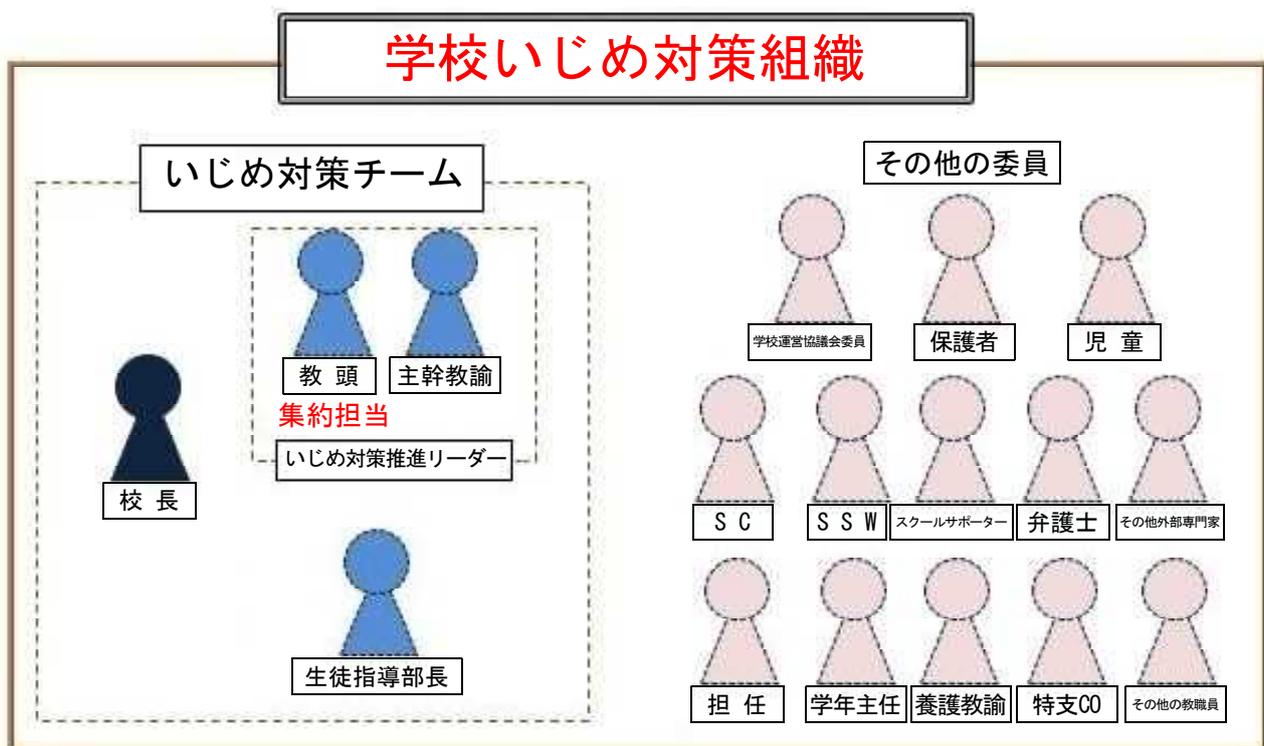
3 いじめの防止等の対策のための組織の設置

学校は、いじめ問題に組織的に対応するため、「学校いじめ対策組織」を設置し、いじめ問題について組織的に対応することにより、複数の目による状況把握や全教職員での指導、サポート、ケアにあたります。

(1) 学校いじめ対策組織の構成

学校いじめ対策組織は、自校の複数の教職員によって構成します。また、必要に応じてスクールカウンセラー等の外部専門家や学校運営協議会委員を加えます。組織内には、その中核として機能する「いじめ対策チーム」を設け、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導部長によって構成し、教頭と主幹教諭が「いじめ対策推進リーダー」を担い、教頭が報告内容を集約し、コーディネートする「集約担当」とします。

*自校の複数の教職員とは…管理職、主幹教諭、生徒指導部長、学年主任、養護教諭、学級担任、特別支援教育コーディネーター等とする。



(2) 学校いじめ対策組織の体制

児童情報交流会（学校いじめ対策組織会議）を月1回開催し、未然防止、早期発見に努めます。特にいじめが疑われる情報があったときには、いじめ対策チームによる緊急会議を開催し、迅速な事案の把握と方針の協議を行うことで重大化防止を図ります。

(3) 学校いじめ対策組織の役割

学校いじめ対策組織が迅速かつ適切に機能できるように、管理職のリーダーシップの下、積極的に情報共有や事実関係の把握を推進していけるように、常に体制や役割を確認していくことを大切にしていきます。

さらに、全ての教職員が「いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法に違反し得る行為であること」ということを理解し、的確にいじめの疑いに関する情報の共有や組織的に対応していけるように、学校いじめ対策組織が中心となって、児童が安心して相談し、生活できるように力を尽くしていきます。

そのために、学校いじめ対策組織は以下の役割を担い、中心となって進めていきます。

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくりの推進
- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談や通報時の窓口としての活動
- ・いじめの早期発見や事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録、共有の推進
- ・いじめに係る情報があったときの情報の共有や事実関係の把握と判断の実施
- ・いじめが解消に至るまで、児童の支援体制や対処プランの策定と実行
- ・いじめを受けた児童への支援体制の推進
- ・いじめを行った児童に対する指導や対応方針の決定や保護者との連携等の対応の組織化や実施
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、校内研修の企画と実施
- ・PDCAサイクルによる学校いじめ防止基本方針の点検と見直しの推進
- ・学校いじめ対策組織会議（いじめ対策チーム会議含）の内容の記録と整理・保管

4 いじめ防止の取組

学校は、児童に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告やいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるように努めていきます。

いじめ防止のため、次の取組を推進します。

（１） いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因や背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図っていきます。

さらに、いじめの未然防止に向けて授業（いのちの安全教室、SNSコミュニケーション教育等）を実施したり、学校いじめ防止基本方針（児童版）の作成を支援したり、生活・学習Actサミットで協議された内容等を中学校と連携して共有したりするなどの活動を推進し、学校いじめ対策組織の存在や取組についても児童が確実に理解できるような取組を進めていきます。

（２） いじめに向かわない態度・能力の育成

教育活動全体を通じた道徳教育の充実、読書活動や体験活動の充実を図り、児童の社会性を育む取組を推進し、児童の発達段階や実態に応じた人権教育を進め、お互いの存在を等しく認める目や互いの人格を尊重する態度を育てていくことを大切にしていきます。また、社会体験や生活体験の機会を意図的に設定するなど、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養う取組を進めていきます。

（３） いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめの加害の背景には、児童が抱えている人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が大きく関わっていることを踏まえ、授業への困り感や劣等感がストレスにならないように、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりに努めていきます。あわせて、日常の学校生活において、教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払います。さらに、指導にあたっては、複数体制での指導を基本とし、教職員間で共通理解を図り、教職員全員での指導に努めます。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、お互いに助け合い、役に立っていると感じることをできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感を高められるように努めます。また、それとともに、自己肯定感が高まるように、ともに困難な状況を乗り越えるような体験の機会を意図的に設けるなど、発達段階に応じた自己有用感や自己肯定感、社会性を身に付けていけるように、小中連携を意識した取組を推進していきます。

5 いじめの早期発見

学校は、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、「いじめ見逃しゼロ」に向け、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知します。

そのため、学校は、いじめの早期発見のため、次の取組を進めます。

- ・日常における観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査、心と身体のチェックリストやいじめ発見・見守りチェックリストの活用（資料後掲）、教育相談の実施など、いじめの早期発見に努めるとともに、日頃から相談しやすい雰囲気づくりに努めます。
- ・家庭用子どもの様子チェックリスト（資料後掲）等を保護者と共有し、連携を密に図った取組に努めます。
- ・学年間や教職員間での積極的な交流や児童の実態把握や友人関係の把握に努め、いじめの兆候の早期発見や迅速な対応に努めます。
- ・児童及び保護者に保健室や教育相談室の利用や関係機関等の相談窓口（資料後掲）について広く知らせ、児童が相談しやすい体制を整備していきます。
- ・学校いじめ対策会議を月1回以上開催し、いじめの早期発見に努めるとともに、情報共有を図り、組織的に対応していきます。
- ・いじめ対策推進リーダーが窓口となり、教職員からのいじめ事案（疑いを含）の報告を受ける体制を整え、いじめの早期発見に努めます。

6 いじめへの迅速かつ適切な対処

学校は、いじめを発見または通報を受けた場合、特定の教員で抱え込まず、直ちに学校いじめ対策組織を開催して情報を共有し、組織的に対応します。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・遊びや悪ふざけ、いじりなど、いじめを疑わせる行為を発見した場合、その行為を直ちに止めさせます。
- ・いじめを受けた児童やいじめを知らせた児童の安全を確実に確保します。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求めます。

(2) いじめを受けた児童及び保護者への支援

- ・いじめを受けた児童から、事実関係の確認を迅速に行い、保護者へ伝えます。
- ・いじめを受けた児童の見守りを行うなど、いじめを受けた児童の安全を教職員全員で確保します。
- ・必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーター（警察経験者）など外部専門家の協力を得て、児童の安心と安全のため対応していきます。

(3) いじめを行った児童への指導及び保護者への助言

- ・いじめを行ったとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止します。
- ・いじめを行った児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導に努めます。
- ・事実関係の確認後、保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう、自らの行為を深く反省するよう厳しい指導や児童を見守り支えていけるよう、保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行うなど、連携をとって進めていきます。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを傍観していた児童にも、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう指導し、声掛けを行っていきます。
- ・いじめの問題について、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、東栄小から根絶しようという意識を深めさせていきます。

(5) 性に関わる事案への対応

- ・他の事案と同様に、組織的にいじめであるか否かの判断を行うとともに、児童のプライバシーに配慮した対応を行います。
- ・事案の対応に当たっては、学校いじめ対策組織（校長、教頭、主幹教諭、生徒指導部長、関係教職員、養護教諭等）でチームを編成し、適切な役割分担の基で対応します。
- ・事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や警察等の関係機関と連携を図って対応します。
- ・チーム内のみで情報を共有し、情報管理を徹底します。

(6) 関係児童生徒が複数の学校に在籍する事案への対応

- ・教育委員会を学校相互間の窓口とし、教頭と生徒指導部長が主軸となって連携協力を図った対応を行います。

7 いじめへの解消

学校は、単に謝罪をもって安易にいじめが解消されたと判断するのではなく、いじめを受けた児童の心や体の様子、授業中や休み時間など、様々な角度から児童の実態把握に努め、学校いじめ対策組織会議を開催して、的確に判断します。

- (1) いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間（原則3か月が目安）継続していること。
- (2) 相当期間が過ぎた時点で、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと。

判断する際に以上の2つの要件を満たしていることを面談等により確認し、判断します。いじめの解消に向けての取組としては、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童を徹底的に守り通し、その安全や安心を確保します。さらに、いじめが解消に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、児童を日常的に注意深く観察していきます。

8 家庭や地域、団体との連携

学校は、保護者や学校運営協議会（市民委員会、民生児童委員協議会等）と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく、取組の実施や具体的な年間計画（東栄小学校いじめ防止プログラム）の作成→実施→検証→修正に当たっては、保護者や児童会代表児童、学校運営協議会などの参画を得て進めるように努めます。
- ・保護者アンケートの際には、児童の様子や悩みについての保護者の目を大切にしていけるよう、「楽しく登校している」「学校や学級で好ましい友人関係を築いている」という項目での評価を積極的に取り入れ、外部からの評価や意見を指導に生かします。

9 関係機関等との連携

学校は、教育委員会やいじめ不登校相談窓口、スクールカウンセラー等の関係機関と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

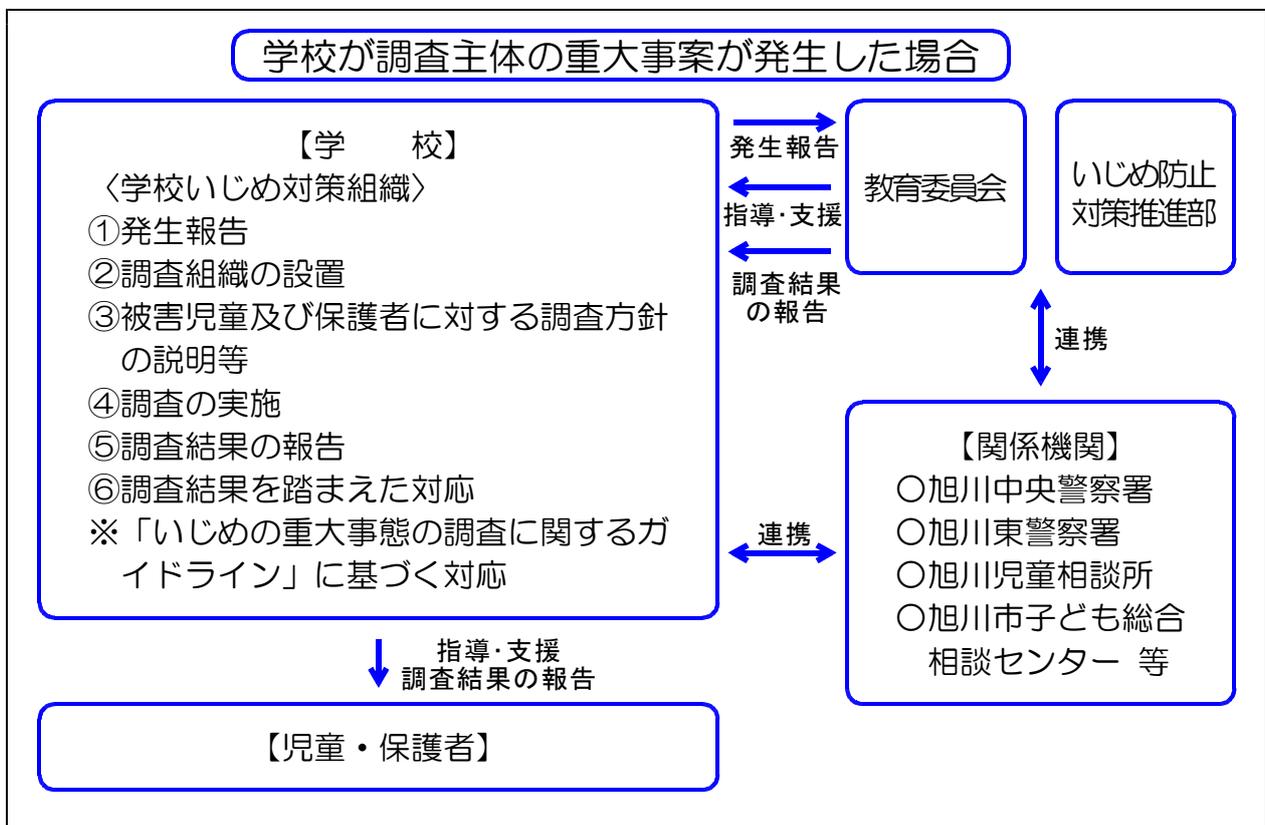
- ・いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、学校いじめ対策組織にスクールカウンセラー等の外部専門家や学校運営協議会委員を加えて対応します。
- ・民間の相談機関との連携については、管理職が窓口となり組織として適切に対応するとともに、対応については教育委員会と適宜連携を図ります。

10 いじめの重大事案への対応

(1) 重大事態の発生と緊急対応

学校は、いじめの重大事態が疑われるが事案が発生した場合、速やかに教育委員会へ相談し、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って対応します。

(2) 学校による調査



(3) 不登校重大事態に係る対応

学校は、関係機関や保護者、地域等と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

- 学校いじめ防止基本方針に基づく、取組の実施や具体的な年間計画（東栄小学校いじめ防止プログラム）の作成→実施→検証→修正に当たっては、保護者や児童会代表児童、地域などの参画を得て進めるように努めます。
- いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、学校いじめ対策組織にスクールカウンセラー等の外部専門家や学校運営協議会委員を加えて対応します。
- 保護者アンケートの際には、児童の様子や悩みについての保護者の目を大切にしていけるよう、「楽しく登校している」「学校や学級で好ましい友人関係を築いている」という項目での評価を積極的に取り入れ、外部からの評価や意見を指導に生かしていきます。
- 民間の相談機関との連携については、管理職が窓口となり組織として適切に対応するとともに、対応については教育委員会と適宜連携を図ります。

10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者等との連携

学校は、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、情報モラル教育の充実と啓発に努めます。

- 日常的、計画的に情報モラル教育を進めるとともに、保護者への情報提供や啓発に努めます。必要であれば、適宜、資料や関係機関を活用して情報モラル教育の充実に努めます。
- 学校ネットパトロールを計画的に実施し、早期発見に努めます。
- 不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて関係機関に適切な援助を求めます。

11 学校いじめ防止基本方針の見直しと公表

学校は、教育委員会が作成する学校いじめ防止基本方針〈策定の指針〉等の改定や自校のいじめ防止等の取組状況と学校評価を踏まえ、毎年度、学校いじめ防止基本方針の点検・見直しを図ります。また、学校いじめ防止基本方針を変更したときは、速やかにこれを公表して家庭や地域の理解や協力を得られるよう努めます。

12 学校いじめ防止プログラム

	4月	5月	6月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針の策定 ・児童、保護者への説明内容 ・学校HP等での公開 ・組織の役割、事案への対処マニュアルや対応フロー等の確認と共通理解 ○いじめ対策チーム（随時） <ul style="list-style-type: none"> ・困難ケース、重大事案への対処 ○学校ネットパトロール（通年） ○学年・学級懇談、個人相談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・児童観察、個人懇談等の情報共有 ○校内研修 <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の共通理解 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート、教育相談の結果の情報共有 ○校内研修 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導事例研修 ○学年・学級懇談、教育相談の実施
児童	<ul style="list-style-type: none"> ○基本方針（児童版）の策定 <ul style="list-style-type: none"> ・全校児童への周知 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケート・心と身体の子エックリスト ○児童会主体の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・児童総会 ・「みんなの広場①」の取組 ・「あいさつ運動」の実施（通年） 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童会主体の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・「すまいるタイム①」の取組 ・「いじめゼロ宣言」の実施
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○PTA総会 <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の説明 ・インターネット上のいじめ防止等に関する協力要請 ○学年・学級懇談 <ul style="list-style-type: none"> ・校内外生活について ○基本方針のHP公開 	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の理解 <ul style="list-style-type: none"> ・SC、子どもホットライン、子ども総合支援センターなど 	<ul style="list-style-type: none"> ○学年・学級懇談 <ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業中の生活について ○健康生活チェックシートによる連携 ○学校運営協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針の説明
	7月	8月	9月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・児童観察、教育相談等の情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・児童観察、教育相談等の情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・児童観察、教育相談等の情報共有 ○校内研修 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導研究協議会の環流報告
児童	<ul style="list-style-type: none"> ○児童会主体の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・「みんなの広場②」の取組 	<ul style="list-style-type: none"> ○SNSコミュニケーション教室（2・4・6年） 	<ul style="list-style-type: none"> 不審者対策教室（2年） 児童の条例関する学習（5年） ○児童会主体の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・「すまいるタイム②」の取組
家庭・地域			<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の理解 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども総合支援センター

	10月	11月	12月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 ・児童観察、教育相談等の情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 ・アンケート、教育相談等の結果の情報共有 ○教育相談、個人懇談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 ・児童観察、教育相談等の情報共有 ○校内研修 ・児童理解に関わる研修 ○学年・学級懇談の実施
児童	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケート・心と身体チェックリスト ○いのちの安全教室（1・3・5年） ○情報モラル教室（45年） 	<ul style="list-style-type: none"> ○「生活・学習Actサミット」による中学校との連携 ○児童会主体の取組 ・「すまいるタイム③」の取組 ・「みんなの広場③」の取組 	<ul style="list-style-type: none"> ○非行防止教室（6年） ○児童会主体の取組 ・「すまいるタイム④」の取組 ・「みんなの広場④」の取組
家庭・地域		<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の理解 ・SC、子どもホットライン、子ども総合支援センターなど ○健康生活チェックシートによる連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○学年・学級懇談 ・冬季休業中の生活について ○道徳公開授業（参観日）

	1月	2月	3月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 ・児童観察、教育相談等の情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 ・アンケート、教育相談の結果の情報共有 ○教育相談の実施（臨時） ○学年・学級懇談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 ・1年間のいじめ防止の取組や対処等の状況、指標等の検証 ・新年度に向けた指導や配慮が必要な状況等の確認 ・児童観察、教育相談等の情報共有
児童	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケート・心と身体チェックリスト 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童会主体の取組 ・児童会役員選挙 ・「みんなの広場⑤」の取組 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童会主体の取組 ・「すまいるタイム⑤」の取組
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○学校運営協議会 ・学校の取組等の評価 	<ul style="list-style-type: none"> ○学年・学級懇談 ・年度末・始休業中の生活について ○健康生活チェックシートによる連携 ○相談窓口の理解 ・SC、子どもホットライン、子ども総合支援センターなど 	<ul style="list-style-type: none"> ○PTA運営委員会 ・学校の取組等の状況の共有

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

<いじめの把握>

- いじめを受けた児童や保護者
- 学級担任
- 児童アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民
- 周囲の児童や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー（SC）
- その他

<いじめの報告>

- 把握者→いじめ対策推進リーダー（教頭・主幹教諭）→校長

いじめ対策組織会議の開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織）】

- 事実関係の把握
- 「いじめ対処プラン」作成（指導方針，指導方法，役割分担等の決定）
- 全教職員による共通理解
- いじめ認知の判断
- SCや関係機関との連携の検討

【教育委員会への報告】

【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた児童及び保護者への支援
- 周囲の児童への指導
- 関係機関への相談（教育委員会，いじめ防止対策推進部，警察等）との連携
- いじめを行った児童及び保護者への指導助言
- スクールカウンセラー派遣要請による心のケア

	いじめを受けた児童	いじめを行った児童	周囲の児童
学 校	<ul style="list-style-type: none"> □ 組織体制を整え，いじめを止めさせ，安全の確保及び再発を防止し，徹底して守り通す。 □ いじめの解消の要件に基づき，対策組織で継続して注視するとともに，自尊感情を高める等，心のケアと支援に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> □ いじめは，他者の人権を侵す行為であり，絶対に許されない行為であることを自覚させる等，謝罪の気持ちを醸成させる。 □ 不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど，いじめに向かうことのないよう支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> □ いじめを傍観したり，はやし立てたりする行為は許されないことや，発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 □ 自分の問題として捉え，いじめをなくすため，よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家 庭	<ul style="list-style-type: none"> □ 家庭訪問等により，その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 □ 今後の指導の方針及び具体的な手立て，対処の取組について説明する。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 迅速に事実関係を説明し，家庭における指導を要請する。 □ 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに，継続的な助言を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> □ いじめを受けた児童及び保護者の意向を確認し，教育的配慮の下，個人情報に留意ながら，必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

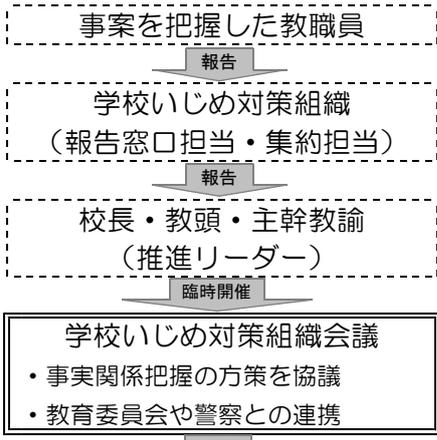
- 一定期間（3か月以上）経過後，解消判断 ※解消とならない場合，対処プランの見直し

【再発防止に向けた取組】

- 原因の詳細な分析
 - 事実の整理，指導方針の再確認
 - スクールカウンセラーなどの専門家等の活用
- 学校体制の改善・充実
 - 生徒指導体制の点検・改善
 - 教育相談体制の強化
 - 児童理解研修や事例研究等，実践的な校内研修の実施
- 教育内容及び指導方法の改善・充実
 - 児童の居場所づくり，絆づくりなど，学年・学級経営の一層の充実
 - 人権に関する教育や道徳教育の充実等，児童の豊かな心を育てる指導の工夫
 - 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導，自己有用感を高める指導など，授業改善の取組
- 家庭，地域との連携強化
 - 学校いじめ防止基本方針やいじめ防止等の考え方や取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開
 - 学校評価を通じた学校運営協議会によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価
 - 児童のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成

いじめ事案対応フロー

事案の把握から認知まで



【把握した情報の速やかな報告】

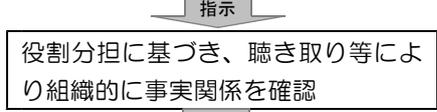
- ・いじめの疑いのある事案を把握した教職員は、速やかに報告窓口担当（いじめ対策推進リーダー等）に報告します。
- ※教職員が情報を抱え込むことは法第23条第1項に反する行為

【学校いじめ対策組織会議①】

- ・いじめの疑いのある事案について報告を受けた場合は、速やかに学校いじめ対策組織会議を開催し、いじめの事実関係把握の方策を協議します。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめ行為を把握した際は、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。
- ・困難ケースに該当する事案は、教育委員会に速報します。
- ※定義の3要件を満たす場合は、認知した上で組織的に対応

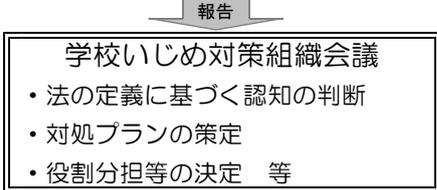
【組織的な事実関係の確認】

- ・役割分担に基づき、速やかに関係児童から事情を聞き取るなどして、組織的にいじめの有無を確認します。



【学校いじめ対策組織会議②】

- ・事実確認を踏まえ、定義に基づき、いじめの認知を判断します。
- ・いじめを受けたとされる児童が事実確認を望まない場合や関係児童から聞き取りした内容に齟齬がある場合など、いじめとされる行為に至らないときも、いじめ事案として認知します。
- ・全ての事案について、いじめを受けたとされる児童の保護者に連絡します。



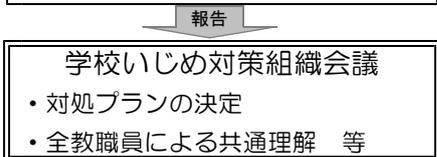
【委員会への報告】

- ・いじめ（疑いを含）事案全ての報告
- ・困難ケースに該当する事案の概要の報告



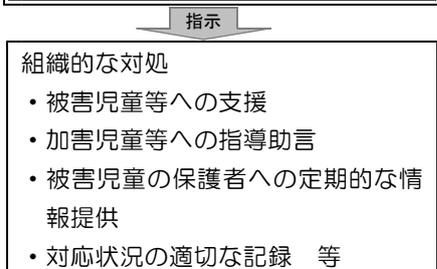
【学校いじめ対策組織会議③】

- ・いじめと認知した場合は、当該児童の心身の苦痛の程度、いじめの行為の重大性等を踏まえて、いじめを受けた児童及び保護者の意向を確認した上で、支援や指導助言の内容や、情報共有の在り方、教職員の役割分担を含む対処プランを決定し、いじめの解消に至るまで組織的・継続的に支援や指導を行います。



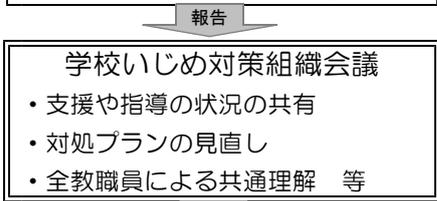
【組織的な事実関係の確認】

- ・策定した対処プランに役割分担に基づき、いじめを受けた児童及び保護者への支援や、いじめを行った児童及び保護者への指導助言、周囲の児童への指導等を組織的・継続的に行います。必要に応じ、スクールカウンセラーによるカウンセリングの実施など、専門家と連携した支援を行います。
- ・いじめを受けた児童が、いじめ事案を理由に欠席したと疑われる場合は、学校いじめ対策組織において情報を共有し、困難ケースとして教育委員会に速報します。



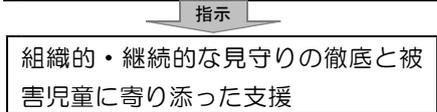
【委員会への報告】

- ・認知した全ての事案の状況の毎月の報告
- ・困難ケースに該当する事案の状況の毎週の報告



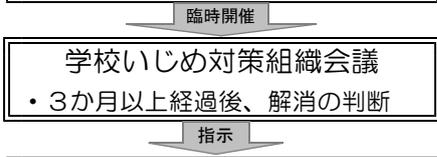
【学校いじめ対策組織会議④】

- ・毎月定例の学校いじめ対策組織会議において、支援や指導の状況を共有し、必要に応じて、対処プランの見直しを行います。



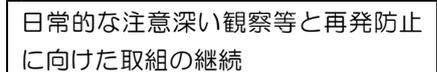
【いじめを受けた児童と保護者への状況確認】

- ・認知後に設定した見守り期間の経過後、いじめを受けた児童と保護者に対し、①いじめの行為が止んでいる状態が相当期間継続していること、②その時点でいじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことを面談等により丁寧に確認するとともに、今後の見守りを継続的に行うことを説明します。



【学校いじめ対策組織会議⑤】

- ・上記①②について情報共有し、いじめの解消を判断します。
- ・解消とならない場合は、対処プランを見直し、見守り等を継続します。
- ・いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に関係児童の様子を注意深く観察します。



把握後の対応

解消とその後の見守り

いじめ発見・見守りチェックリスト

年 組 記入者

【記入日 月 日】

日常の行動や様子等

児童氏名

- 遅刻・欠席・早退が増えた。 ----- []
- 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室
に行きたがる。 ----- []
- 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又
は訪問する。 ----- []
- 教職員のそばにいたがる。 ----- []
- 登校時に、体の不調を訴える。 ----- []
- 休み時間に一人で過ごすことが多い。 ----- []
- 交友関係が変わった。 ----- []
- 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられ
たりする。 ----- []
- 表情が暗く、元気がない。 ----- []
- 視線をそらし、合わそうとしない。 ----- []
- 服装の汚れや傷み等が見られる。 ----- []
- 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、
隠されたりする。 ----- []
- 体に擦り傷やあざができてることがある。 ----- []
- けがをしている理由を曖昧にする。 ----- []

授業や給食の様子

児童氏名

- 教室にいつも遅れて入ってくる。 ----- []
- 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。 -- []
- 発言したり、褒められたりすると冷やかしゃからかいが
ある。 ----- []
- グループ編成の際に所属グループが決まらず孤立する。 []
- グループを編成すると机を離されたり、避けられたりす
る。 ----- []
- 食事の量が減ったり、遊びでいつも苦しい立場に立たさ
れる。 ----- []

清掃や放課後の様子

児童氏名

- 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。 ----- []
- ゴミ捨てなど、人が嫌がる仕事をいつもしている。 ---- []
- 一人で下校することが多い。 ----- []

家庭用 子どもの様子チェックリスト

子どもの中には、家族に心配をかけたくないという思いから、いじめられていることを打ち明けられないお子さんもいます。しかし、必ずと言ってよいほど兆候が見られます。

いじめを早期に発見するため、次の事項を参考にチェックしてみてください。

登校するまでの様子

- 朝、なかなか起きてこない。
- いともた違って、朝食を食べようとしない。
- 疲れた表情をしている。ぼんやりとしている。ふさぎこんでいる。
- 登校時間が近づくと、頭痛や腹痛、発熱、吐き気など体調不良を訴えて登校を渋る。
- 友達の荷物を持たされている。
- 一人で登校（下校）するようになる。遠回りをして登校（下校）するようになる。
- 途中で家に戻ってくる。

日常における家庭生活の変化

- 服の汚れや破れ、身体にあざや擦り傷があっても理由を言いたがらない。
- すぐに自分の部屋に駆け込み、なかなか出てこない。外出したがらない。
- いつもより帰宅が遅い。
- 電話に出たがらない。
- お金の使い方が荒くなったり、無断で家から持ち出すようになったりする。
- 成績が下がり、書く文字の筆圧が弱くなる。
- 食欲がなくなる。ため息をつくことが多くなる。なかなか寝付けない。

持ち物の変化

- 持ち物などが壊されている。道具や持ち物に落書きがある。
- 学用品や持ち物がなくなっていく。買い与えた覚えのない品物を持っている。

友人関係の変化

- 遊んでいる際、友達から横柄な態度をとられている。
- 友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。
- 友達から頻繁に電話がかかってきて外出が増える。メールやSNSなどを気にする。
- いじめの話をすると強く否定する。

家族との関係の変化

- 親と視線を合わせない。
- 家族と話をしなくなる。学校の話をしなくなるようになる。
- 親への反抗や弟や妹をいじめる、ペットや物にやつあたりする。

お子さんの様子について気になることがありましたら、教職員にお知らせください。スクールカウンセラーに相談することもできます。遠慮なくご連絡ください。

旭川市立東栄小学校

電話 0166-34-3048

主な相談窓口

◆旭川市子どもSOS電話相談（いじめ・不登校）

<電話番号> 0120-126-744（いじめなしよ）
<受付時間> 平日 8:45~17:15（祝日、年末年始を除く）

◆少年サポートセンター「少年相談110番」（北海道警察）

<電話番号> 0120-677-110
<受付時間> 平日 8:45~17:30

◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

<電話番号> 0120-007-110（ゼロゼロ の ひゃくとおばん）
<受付時間> 平日 8:30~17:15

◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

<電話番号> 0166-31-5511
<受付時間> 平日 9:00~17:00

◆法テラス

<電話番号> 050-3383-5566
<受付時間> 平日 9:00~17:00

◆上川教育局相談電話

<電話番号> 0166-46-5243
<受付時間> 平日 8:45~17:30

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

<電話番号> 0120-3382-56
0120-0-78310（24時間子供SOSダイヤル）
<受付時間> 毎日24時間
<メール相談> sodan-center@hokkaido-c.ed.jp

◆おなやみポスト（北海道教育委員会）

<Webサイト>
<https://www2.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/kodomo-sos/>



◆北海道いのちの電話（社会福祉法人北海道いのちの電話）

<電話番号> 011-231-4343
<受付時間> 毎日24時間

◆性暴力被害者支援センター北海道【SACRACHさくらこ】（北海道・札幌市）

<電話番号> 050-3786-0799 または #8891
<受付時間> 平日10:00~20:00（土日、祝日、12/29~1/3除く）
<メール相談> sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。

事前に都合のよい日時をお知らせください。

旭川市立東栄小学校

TEL 34-3048